

庄司克也様

令和6年(コ)第4487号 解体工事差止仮処分申立事件に関し、お送りいただいた  
答弁書の受領証(債権者4名のうちの3名分)をFaxにてお送りします(債権者のうち  
渡辺康幸の受領証は別途渡辺よりFaxで送るとのことです)。

なお、ご承知のように、本件申立の対象物であったコンクリート基礎は、本件申立後  
に工程が変更されたため、すでに解体され、申立の利益はなくなりましたので、本件申立  
を取り下げます。

ただし、本件コンクリート基礎が「工作物」として解体されたことが違法であること  
については、環境省廃棄物規制課の同意も得られましたが、東京都も、「工作物」と判断  
した際の根拠(日本建設業連合会作成のガイドライン)を私との論争後に撤回したこと  
に示されるように根拠を失っていますので、引き続き、追及していく所存です。

予め、ご承知おきください。

熊本一規